

宿泊約款

(本約款の適用)

- 第1条 1項 当施設が締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- 2項 当施設は、前項の規定に関らず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当施設は、次の場合に、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- ① 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- ② 満室（員）により、客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊しようとする者が、法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であると認められるとき。
- ⑤ 宿泊に関して、特別の負担を求められたとき。
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊施設としての機能が、著しく低下するとき。
- ⑦ 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者または施設利用客に、著しく迷惑を及ぼせると認められたとき。

(氏名等の明示)

- 第3条 当施設は、宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約」とする）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明示を求めることがあります。
- ① 宿泊者の氏名、性別、住所、年令、職業および国籍
 - ② その他、当施設が必要と認めた事項

(予約金)

- 第4条 1項 当施設は、宿泊予約をお引き受けした場合には、宿泊料金の合計金額を限度として、予約金の支払を求めることがあります。
- 2項 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当するものとします。

(予約の解除)

- 第5条 1項 当施設は、宿泊予約の全部または一部の解除を受けた場合、違約金申し受け規定により、違約金をお支払いいただくことがあります。ただし、団体客（ペイントメンバー15名以上のものとする。以下同じ）の一部についての予約解除があった場合には、宿泊予定日の10日以上前または宿泊予定人数の10%以下であれば、この限りではありません。
- 2項 当施設は、宿泊予定者からの連絡がなく、宿泊日当日の午後8時（予定到着時刻の明示がされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は、予約申込者より解除されたものとみなし、当施設において解除する場合があります。
- 3項 前項の規定により解除された場合において、宿泊予定者が、その到着について、公共の運輸機関の不着または遅延その他、宿泊予定者に帰属しない理由であることを証明した場合は、第5条1項で定めた違約金は、いただけません。

- 第6条 1項 当施設は、次の場合に、宿泊予約を解除することができます。

- ① 第2条3号から7号に、該当することが明白となったとき。
 - ② 第3条1号の事項の明示を求めた場合において、期限までに、その事項が明示されないとき。
 - ③ 第4条1項の予約金の支払をもとめた場合において、期限までに、その支払いがされないとき。
- 2項 当施設は、前項の規定により宿泊予約を解除した場合、すでに收受した予約金があれば、その予約金を速やかに、返還いたします。

宿泊約款

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊当日、当施設のフロントデスクにおいて、次の事項を登録してください。

- ① 第3条1項の事項
- ② 外国人にあっては、パスポートナンバー、日本上陸地および上陸年月日
- ③ 出発日および時刻
- ④ その他、当施設が必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 1項 宿泊者が当施設の客室を、空けていただぐ時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時といたします。

2項 当施設は、前項の規定に随らず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。但し、この場合においては、次に挙げるどりの追加料金を申し受けます。

- ① 午後12時まで 宿泊料金の 30%
- ② 午後 3時まで 宿泊料金の 50%
- ③ 午後 3時以降 宿泊料金の100%

(料金の支払)

第9条 1項 料金の支払は、通貨または当施設が認めたクーポン券により、宿泊者の出発の際または当施設が請求したとき当施設のフロントデスクにおいて、行っていただきます。

2項 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます

(利用規則の厳守)

第10条 宿泊者は、当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒否)

第11条 当施設は、お引き受けした宿泊期間中であっても、次の場合において、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- ① 第2条3号から7号までに、該当することが明白となったとき。
- ② 前条の利用規則にしたがわないとき。

(宿泊の責任)

第12条 1項 当施設に帰属すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による、他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供できなくなった日の宿泊料金を含み、その後の宿泊料金は、いただきません。

違約金申し受け規定

一般客

a 宿泊の3日前から前日までの解除の場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の20%

b 宿泊日当日での解除の場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の100%

c 連絡がなく不泊となった場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の100%

団体客(ペイングメンバー15名以上)

a 宿泊の10日前から4日前までの解除の場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の10%

b 宿泊の3日前から前日までの解除の場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の20%

c 宿泊日当日での解除の場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の100%

d 連絡がなく不泊となった場合

宿泊者1名につき、その予約内容の宿泊料金の100%